

児童館 どんどや

児童館では、毎年恒例の伝統行事「どんどや」を行います。
お家にある正月飾りやお守りなどを燃やして無病息災を祈願しましょう。

- 日 時 令和2年1月11日(土) 午前9時45分～正午
- 場 所 町人権啓発福祉センター 児童館グラウンド

※雨天決行です。

- ◎幼児から高齢者まで誰でも参加できます。
(予約は不要です)
- ◎地域組織活動クラブから「ぜんざい」が振る舞われます。
- ◎持参物
・おもち・網(もち焼き用)・飲み物・正月飾り など



●問い合わせ
児童館 ☎096(292)9777

第24回横綱不知火光右衛門「子ども相撲大会」結果

- 期 日 11月10日
- 場 所 ホンダHSR九州(からいもフェスティバル会場)

団体戦	優 勝	準優勝	第3位	参加数
女 子	土俵からとびでた神チーム (大津南)	空からまいおりた神 (大津南)	美咲野A (美咲野)	4
男 子	大津小雪見だいふく (大津)	美咲野 (美咲野)	空気でうかんだ神チーム (大津南)	6

個人戦	優 勝	準優勝	第3位	参加数
女 子	内野 心温 (大津南)	山城 桃花 (大津南)	上田 夏櫻 (大津南)	15
4・5年男子	小西 健翔 (大津南)	上田 凌也 (大津)	岩田 幸志 (大津)	11
6年男子	濱本 珠羽 (大津南)	富田 悠真 (美咲野)	祐川 夢空 (美咲野)	14



毎年好評！女性就業支援セミナー 見えてくる！あなたに合わせた働き方就業支援セミナーを開催します

結婚や子育て、家族の介護など仕事にブランクのある女性、自分にあった仕事を探したい女性「働き方改革」の今だからこそ企業が求める求人情報、知って得するビジネスマナーやコミュニケーションスキルを身につけ、職場への復帰や再就職が円滑にできる実践講座です。

カリキュラムは全部で4回ですが1回だけの受講もOK！また、専門カウンセラーによる個別相談会も実施します。この機会に仕事への不安、家庭内の悩みなど何でもお気軽にご相談ください！

- 受講日 令和2年1月20日(月)、23日(木)、31日(金)、2月4日(火)
- 時間 午前10時～正午 ※終了後、個別相談会あり
- 場所 オークスプラザ2階 ふれあいホール
- 定員 20人 ※先着順
- 対象 働くことに興味がある女性
- 参加費 無料・無料託児あり ※事前予約が必要
- 内容 詳しくは町ホームページをご覧ください
- 申し込み QRコードからお申し込みください。
(株)きらり.コーポレーション
☎096(288)3553 FAX096(288)3556
- 問い合わせ 人権推進課 男女共同参画推進係
☎096(293)7920

毎年好評！女性就業支援セミナー

参加費 無料

見えてくる！
あなたに合わせた働き方
就業支援セミナー

結婚や子育て、家族の介護など仕事にブランクのある女性、自分にあった仕事を探したい女性「働き方改革」の今だからこそ企業が求める求人情報、知って得するビジネスマナーやコミュニケーションスキルを身につけ、職場への復帰や再就職が円滑にできる実践講座です。また専門カウンセラーによる個別相談会も実施します。この機会に、仕事への不安、家庭の悩みなど何でもお気軽にご相談ください。

日時
1回 1月20日(月) 10:00～12:00
2回 1月23日(木) 10:00～12:00
3回 1月31日(金) 10:00～12:00
4回 2月4日(火) 10:00～12:00
※カリキュラムは4回ですが、1回だけの受講もOK！

場所 大津町民交流施設オークスプラザ（菊池郡大津町大津1230-1）

対象 働くことに興味がある女性なら誰でも！

定員 20名（定員超、無料託児あり）

個別相談
当日のセミナー終了後に
お一人ずつ個別相談会を行います

託児所あり
(事前予約が必要)

裏面にて
FAXの申込書に記入も

問合せ・申込み お気軽にお尋ね下さい！
(株)きらり.コーポレーション KIRARICO
☎096-288-3553 FAX 096-288-3556 info@kirari-co.info

【主催】大津町人権推進課と男女共同参画推進係 TEL 096-293-7920

きらりコーポレーション



ごみの焼却はできません！

最近、庭でごみを燃やしているとの通報が急増しています。現場で確認すると家庭ごみを燃やしている例がほとんどです。廃棄物の「屋外焼却(野焼き)」は構造基準を満たした焼却炉での焼却および次に規定する例外を除き、法律や条例で禁止されています。

例外規定

- (1)国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2)風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
※どんどやなど
- (3)農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(農業用マルチ等を除く)

例外にあたる場合でも周辺地域の生活環境に与える影響がある場合は焼却できません。

違反すると、法律により罰が処せられます。また、野焼きは火災を引き起こす危険性もあるため、例外規定で行う場合でも火災を起こさないように気を付けてください。

- 問い合わせ 役場環境保全課 ☎096(293)3113